

せたな町総合計画策定審議会条例

平成17年9月1日

条例第13号

(設置)

第1条 せたな町総合計画の策定に当たり、町長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、せたな町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は道の地方行政機関の職員
- (5) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員は、諮問に係る調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審議会は、その任務を遂行するため必要であると認められるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整課において行う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月1日から施行する。